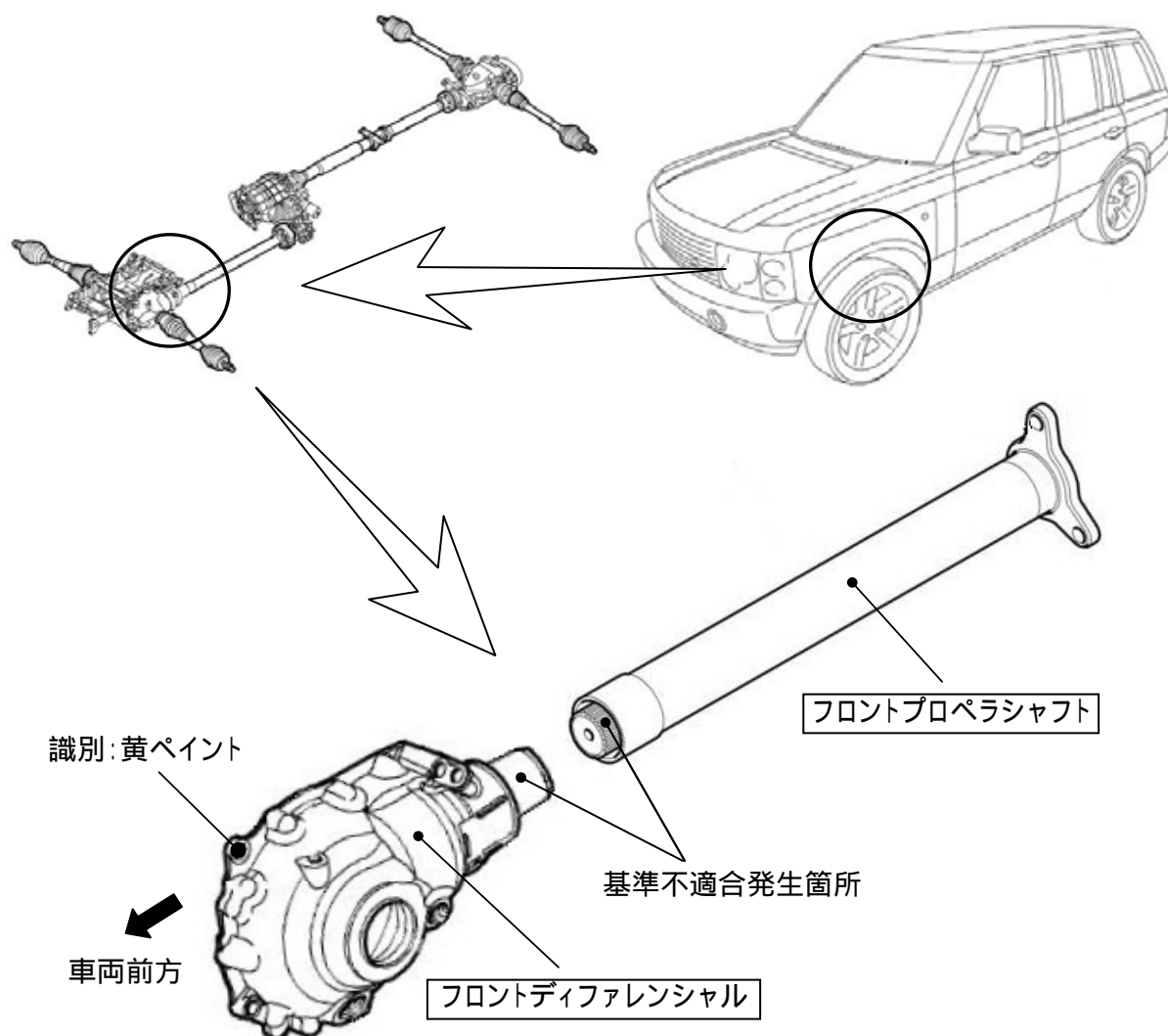


改善箇所説明図



基準不適合発生箇所

フロントディファレンシャルの取り付け角度が不適切なため、フロントディファレンシャルとフロントプロペラシャフトの接続部が早期に磨耗するものがある。そのため、そのままの状態で使用を続けると、磨耗が進行し車体振動や異音が発生して、最悪の場合、走行不能になるおそれがある。

改善の内容

全車両、当該箇所の磨耗度合いを点検し、規定値以内であればフロントディファレンシャルのアライメント確認及び、調整を行う。また、規定値外の場合はフロントディファレンシャル及び、フロントプロペラシャフトを新品と交換しアライメント調整を行う。

識別

フロントディファレンシャル前側上部取り付けボルトに黄ペイントを塗布する。

注: ☐ は交換部品を示す。